

# 令和6年度領事手数料一覧表

令和6年4月1日  
在ギニア日本国大使館

	種 別	1件あたりの手数料 (通貨単位:ギニアフラン)	
旅 券 関 係	旅券(新規申請)	10年有効旅券	1,000,000
		5年有効旅券(12歳以上申請者)	688,000
		5年有効旅券(12歳未満申請者)	375,000
	旅券(新規申請) ※法第20条の2第2項の適用を受ける場合	10年有効旅券	1,375,000
		5年有効旅券(12歳以上申請者)	1,063,000
		5年有効旅券(12歳未満申請者)	750,000
	残存有効期間同一旅券等	法第20条の第1項第3号の適用を受ける場合	375,000
法第20条の2第2項の適用を受ける場合		750,000	
	渡航先追加	100,000	
	渡航書の発給	156,000	
証 明 関 係	遺産の保護管理		遺産の額の2/100
	遺言の公証		356,000
	国籍証明		275,000
	在留証明		75,000
	身分事項に関する証明(出生、婚姻、死亡等)		75,000
	職業証明		125,000
	翻訳証明		275,000
	署名又は印章の証明	官公署関係文書	281,000
		その他	106,000
	遺骨証明		156,000
	原産地証明		275,000
	日本品の外国輸入証明		238,000
	船内遺留品目録証明		56,000
航行報告証明		81,000	
その他の証明		131,000	
査 証 関 係	一般入国査証		188,000
	数次入国査証		375,000
	通過査証		44,000
	再入国の許可の有効期間の延長		188,000
難民旅行証明書の有効期間の延長		156,000	

その他、ご不明点がございましたら、別途お問い合わせください。